

IV

不正や権利侵害に対する監査等

1 社会福祉法人に対する特別監査

度重なる一般監査によっても、改善の措置が認められないときや運営等に重大な問題や不祥事の発生が確認されたときは、社会福祉法第56条に基づき、特別監査を実施します。

特別監査の結果、改善を要すると認められた事項については、一般監査後の措置に準じ、後日文書によってその旨の通知を行い、その改善状況について、文書により報告を求めます。改善報告若しくは改善計画が期限内に提出されないとき、又は改善内容を精査した結果、改善の意思がなく、若しくは改善を怠っていると認められるときは、法令の定めるところにより、改善勧告又は行政処分を行うための手続を進めます。

令和5年度に特別監査を行った社会福祉法人はありませんでした。

2 介護保険サービスに対する監査

介護報酬の請求や介護給付等対象サービスに不正が疑われる場合には、介護保険法第76条、第90条及び第115条の33第1項等に基づき、監査を実施します。

監査の結果、不正請求や虚偽報告などの不正が判明した事業者に対しては、介護保険法第77条、第92条及び第115条の9等に基づき、指定居宅サービス事業所（介護予防を含む。）及び指定介護老人福祉施設等の「指定の取消し」等の処分や「改善勧告」を行います。

令和5年度に監査を行った事業は1件でした。なお、当該事業については、措置前に廃止届が提出されました。

(1) 令和5年度 監査実施件数

| 訪問介護事業 | 合計 |
|--------|----|
| 1件 | 1件 |

(2) 令和5年度 処分手例

| 種別 | 訪問介護事業 |
|-----------|--|
| 監査実施までの経緯 | 区が行った実地指導の状況報告を受け、都が監査を実施した。 |
| 処分理由 | <p>【運営基準違反】</p> <p>サービスの提供に際し、利用者が負担すべき額（自己負担額）の支払を適正に受けていなかった。</p> <p>【不正請求】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 利用者が訪問介護員と同居する家族であるにもかかわらず、当該訪問介護員が同居する家族に対しサービスの提供を行い、不正に介護給付費を請求し、受領した。 2 本件事業所に勤務していない訪問介護員の氏名を利用した虚偽のサービス提供記録を作成し、不正に介護給付費及び介護扶助費を請求し、受領した。 3 令和3年度及び令和4年度の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）について、基準に適合していないにもかかわらず、不正に介護給付費及び介護扶助費を請求し、受領した。 4 令和4年度の介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）について、基準に適合していないにもかかわらず、介護給付費及び介護扶助 |

IV 不正や権利侵害に対する監査等

| | | | |
|-----|---|-------|------------|
| | <p>費を不正に請求し、受領した。</p> <p>5 令和4年度の介護職員等ベースアップ等支援加算について、基準に適合していないにもかかわらず、介護給付費及び介護扶助費を不正に請求し、受領した。</p> <p>【書類提出拒否】</p> <p>法人代表者に報告及び帳簿書類の提出を命じたが、従わなかった。</p> | | |
| 措 置 | 措置前に廃止 | 不正受領額 | 約 1,760 万円 |

【根拠法令等】

介護保険法第77条第1項第4号、6号及び7号

生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第51条第2項第4号及び5号

中国在留邦人等支援法第14条第4項

3 障害福祉サービス等に対する監査

法令・基準条例等の違反、自立支援給付に係る費用等の不正請求又は不適切な福祉サービスの提供が明らかな場合には、監査を実施します。

監査の結果、不正等が判明した事業者に対しては、障害者総合支援法第49条、第50条等に基づき、指定障害福祉サービス事業者等の「指定の取消し」等の処分や「改善勧告」を行います。

令和5年度に監査を行った事業所は1か所（4種別）でした。なお、当該事業については、措置前に廃止届が提出されました。

主な処分事例

| 種 別 | 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護 | | |
|-----------|--|-------|------------|
| 監査実施までの経緯 | <p>所在区が、当該事業所（訪問介護、訪問看護）に対して実施した監査により適正な運営が行われていない状況を確認したため、東京都に情報提供を行った。</p> <p>東京都は、所在区から提供を受けた情報を精査した結果、障害福祉サービス事業においても、介護給付費の請求に不正又は著しい不当があった疑いがあると判断したため、監査を実施した。</p> | | |
| 処分理由 | <p>【運営基準違反及び不正請求】</p> <p>居宅介護員の同居の家族である利用者に対して、実際はサービス提供していないにもかかわらず、不正に介護給付費を請求し、受領した。</p> <p>【不正請求】</p> <p>1 令和3年度及び令和4年度の福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）について、基準に適合していないにもかかわらず、不正に介護給付費を請求し、受領した。</p> <p>2 令和4年度の福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）について、基準に適合していないにもかかわらず、不正に介護給付費を請求し、受領した。</p> <p>3 令和4年度の福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算について、基準に適合していないにもかかわらず、不正に介護給付費を請求し、受領した</p> | | |
| 措 置 | 措置前に廃止 | 不正受領額 | 約 3,975 万円 |

【根拠法令等】障害者総合支援法第50条第1項第4号及び第5号該当

4 保護施設に対する特別指導検査

保護施設が、以下のいずれかに該当する場合に、特別指導検査を行い、改善が図られるまで重点的かつ継続的に実施します。

- ・ 事業運営及び施設運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- ・ 最低基準に違反があると疑うに足りる理由があるとき。
- ・ 指導監査における問題点の是正改善がみられないとき。
- ・ 正当な理由がなく、一般監査を拒否したとき。

特別指導検査の結果、保護施設の設備又は運営が生活保護法第39条第1項の基準に達しないときは、文書により改善を指示し、改善報告書の提出を求めますが、改善措置が講じられない場合は、同法第45条第2項に基づく改善命令、事業の停止命令又は認可の取消しを行うことができます。

令和5年度に特別指導検査を行った保護施設はありませんでした。

5 生活保護法の指定医療機関に対する検査

医療扶助に係る診療内容及び診療報酬について、不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由等があるときは、検査を実施します。

検査の結果、不正等が判明した指定医療機関に対しては、生活保護法第51条第2項に基づき、指定医療機関の「指定の取消し」等の処分を行うことができます。

令和5年度に検査を実施した指定医療機関は1か所でした。当該指定医療機関については、行政処分（指定の取消し）を行っています。

主な処分等事例

| 種 別 | 指定医療機関（生活保護法） |
|-----------|--|
| 検査実施までの経緯 | 福祉事務所からの情報提供により、当該医療機関に対して診療報酬の請求に係る不正又は著しい不当の疑いが生じたため、検査を実施した。 |
| 処分理由 | 実際には行っていない診療を行ったとして、診療報酬の不正請求を行っていたこと（架空請求）、実際に行った診療に行っていない診療を付け増して、診療録に不実記載し、診療報酬の不正請求を行っていたこと（付増請求）及び算定要件を満たしていないにもかかわらず、診療報酬の不当な請求を行っていたこと（不当請求）が認められた。 |
| 措 置 | 指定の取消し |

【根拠法令】生活保護法第51条第2項第4号該当

6 児童福祉施設等に対する特別指導検査等

児童福祉施設や認可外保育施設等が法令に違反するなど、その運営が著しく適正を欠くために、施設運営に重大な支障を及ぼしているおそれがあると疑われる場合には、特別指導検査等を実施します。

特別指導検査の結果、児童福祉施設の設備又は運営が児童福祉法第45条第1項の基準に達しないときは、同法第46条第3項に基づく改善勧告や改善命令、また、基準未達成に加え、児童福祉に著しく有害であると認められるときは、同条第4項に基づく事業の停止命令を行い、児童福祉法やこれに基づき発する命令等に違反したときは、認可を取り消すことができます。

認可外保育施設については児童福祉法第59条に基づき、児童の福祉のため必要があると認められるときは、改善勧告やその事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができます。

また、幼保連携型認定こども園については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第20条、第21条及び第22条に基づき、同法等の規定に違反する場合、園児の教育上又は保育上有害であると認められる場合等は、改善勧告、改善命令、事業停止命令及び認可の取り消しを行うことができます。

令和5年度に特別指導検査等を行った児童福祉施設等は、認可保育所が18施設、認証保育所が1施設及び認可外保育施設が5施設でした。

また、令和5年度に改善勧告を行った施設は2施設ありました。
行政処分を行った施設はありませんでした。

勧告事例

| 種 別 | 認可保育所 |
|---------------------|--|
| 特別検査 実施まで の経緯 | 市は実地指導を実施後、改善が認められないため改善を勧告。施設が市の勧告に従わない状況で、都は不適切保育の事実等を確認するため特別指導検査を実施。 |
| 勧告理由 | 1 施設長が職責を十分に果たしておらず、運営管理上問題が生じている。 2 虐待行為その他児童の心身に有害な影響を与える行為をしている。 |
| 措 置 | 改善勧告 |

【根拠法令等】児童福祉法第46条第3項

| 種 別 | 認可外保育施設 |
|---------------------|--|
| 特別検査 実施まで の経緯 | 施設から事故報告を受け、事故現場の現地確認を実施。また、直近の事故記録等を確認したところ、都が把握していない事故を確認したため、特別立入調査を実施。 |
| 勧告理由 | <ol style="list-style-type: none"> 1 児童の安全確保に配慮した保育を実施していない。 2 水遊びを行う際、専ら監視を行う者と指導等を行う者について、役割分担を明確にしていない。 3 園外活動時に複数の保育従事者が対応していない。 4 事故発生時に速やかに当該事実を都へ報告していない。 5 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していない。 |
| 措 置 | 改善勧告 |

【根拠法令等】児童福祉法第59条第3項

7 保険医療機関等に対する監査

医療保険の診療報酬請求に不正が疑われる場合には、社会保険を所管する関東信越厚生局と共同で監査を実施しています。

(1) 令和5年度 監査実施状況

| 医科 | 歯科 | 保険薬局 | 柔道整復 | 合計 |
|----|----|------|------|-----|
| 7件 | 2件 | — | 4件 | 13件 |

※令和5年度以前からの監査継続案件で、令和5年度にも監査を行った案件を含みます。

(2) 令和5年度 処分等状況

歯科保険医療機関の指定の取消 2件（取消相当を含む。）
 受領委任の取扱の中止 2件（取消相当を含む。）

(3) 主な処分等事例

| 種 別 | 歯科保険医療機関 |
|-----------|---|
| 監査実施までの経緯 | <p>保険者からの情報提供により個別指導を実施したところ、実際には診療を行っていない月に診療を行ったとして診療報酬を請求していたこと及び診療録と診療報酬明細書において、診療日数が相違している例が認められたため、個別指導を中断した。</p> <p>その後、患者調査を実施したところ、実際には行っていない保険診療を行ったものとして診療報酬が請求されていること等が疑われたことから、個別指導を中止し、監査を実施した。</p> |
| 処分理由 | <p>実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して、診療報酬を不正に請求していた。</p> <p>実際に行った保険診療を保険点数の高い別の診療に振り替えて、診療報酬を不正に請求していた。</p> <p>自費診療として患者から費用を受領しているにもかかわらず、同診療を保険診療したとして、診療報酬を不正に請求していた。 他</p> |
| 措 置 | 保険医療機関の指定取消相当、保険医の登録取消 |

【根拠法令等】健康保険法等

| 種 別 | 柔道整復施術所 |
|-----------|--|
| 監査実施までの経緯 | 患者から当該施術所の療養費の請求について疑義があるとの情報提供があり、個別指導を実施したところ、不正請求が強く疑われたため、監査を実施した。 |
| 処分理由 | <p>実際には行っていない施術を行ったものとして施術録に不実記載し、療養費を不正に請求していた。</p> <p>実際に行った施術に行っていない施術を付け増して施術録に不実記載し、療養費を不正に請求していた。</p> <p>患者に施術を行っていない月であるにもかかわらず、療養費支給申請書を作成するため、受取代理人欄の被保険者氏名を署名していた。</p> |
| 措 置 | 受領委任の取扱中止 |

【根拠法令等】受領委任の取扱規程等